

# 令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(栃木地域:吹上・寺尾地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	仲方	<p>【アンダーパス冠水対策用センサーカメラ設置について】</p> <p>本年3月25日に開催された栃木西部熟くり塾において、市道1024号線吹上小学校西側50m地点にある東北自動車道下のアンダーパスは、降雨時に冠水するということを指摘した参加者がいた。当該箇所は交通量が多いため、冠水対策用センサーカメラを設置して危険回避をできればとして、質問を提出しました。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご指摘のありましたアンダーパスは、NEXCO 東日本が排水ポンプを2台設置して冠水対策を行っており、高水位などの異常が発生した場合には、NEXCO を経由して市にも通報が入るシステムが備わっております。</p> <p>このシステムは冠水対策用センサーカメラと同じような機能があり、通報があった場合は早急に現地を確認し、通行止めなどの対応を行っております。今後につきましても降雨状況を確認し、危険回避に努めてまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>
2	木野地	<p>【簡易舗装市道の舗装化について】</p> <p>簡易舗装されている市道がガタガタの状態の水たまりが深くなり、高齢者の手押し車は通行できず支障が出ています。対処をお願いします。</p> <p>対象か所は木野地町 489-9 付近の約 50m</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望の個所につきまして、現状を確認し、全体的な補修が必要であると認識しております。</p> <p>市内には貴自治会で要望いただいているような、補修が必要な道路が多数ありますことから、道路補修等をご希望の場合には『生活道路補修要望書』の提出をお願いしております。</p> <p>各自治会から提出された上記要望書に基づき、計画的に道路の補修等を順次進めておりますので、貴自治会に置かれましても要望書の提出をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>
3	大森	<p>【道路における安全対策(停止線や路面標示・標識)について】</p> <p>大森土地区画整理事業地内の一時停止規制のある交差点において、停止線や止まれの路面標示がかなり薄くなってきております。また、県道との交差点においては規制(設置)されていない箇所や止まれ標識の支柱が根元から曲がっている箇所もあります。</p> <p>そのようなことから安全な通行確保に向け、ラインの引き直しや施設の設置等について対応していただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>要望箇所について、それぞれ現地調査を行いました。</p> <p>ご要望の停止線や止まれの路面標示、並びに止まれの規制標識に関しては、栃木県公安委員会が権限を有しているため、現地調査結果を踏まえ、市から栃木警察署に、地元からのご要望内容についてお伝えいたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】</p>
4	梅沢第一	<p>【一時避難所の設置について】</p> <p>台風などの大雨による避難指示等が出されたとき、避難所までの距離が遠い場合などは車での避難となるが、道路が冠水している場合などは、道路と排水溝・用水路等の境が分かりずらくなり脱輪するなどの危険性があります。特に夜に避難する場合は、その危険性がより増すと懸念されます。</p> <p>このため、指定された避難所とは別に、一時的に避難が出来るような場所を設置することはできないでしょうか。</p>	<p>【危機管理課:TEL 21-2551】</p> <p>市では、洪水などの災害が発生した時・する時に、市が開設する避難所へ避難する前に地域の方々が集合する場所や、一時的に避難して様子をみたりする場所として「災害時一時避難場所」の登録制度を設けています。これは、50cm未満の浸水想定区域であることや、土砂災害警戒区域ではないことなどの選定基準を設けて、自治会からの申請により自治会公民館等を登録するものです。</p> <p>梅沢第一自治会におきましても、基準に合致した自治会公民館等の建物を選定し市に申請をいただくことで、一時避難所として登録することが可能です。</p> <p>なお、市では、大雨による避難所開設については、雨が強くなる前、明るいうちに避難所を開設することとしておりますので、市から発信する避難所開設情報を注視いただきながら、早めの避難をお願いいたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、冠水時や夜間等、道路状況を判断しづらい状況では、移動すること自体に危険が伴います。その場合は無理に移動せず、ご自宅の2階への避難や近隣のお宅への避難も含め、少しでも安全な場所を避難先とするなど、状況に応じた避難行動をとられるようお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
5	梅沢町第二	<p>【梅沢地区内の道路整備舗装について】</p> <p>寺尾小学校校庭南側に繋がる道路は、地域の主要な生活道路として利用されていますが、要望箇所は防塵舗装であり、補修の繰り返しの路面の凹凸がひどい状況にあります。</p> <p>また、寺尾小学校の通学路でもあり、雨の日には水たまりが多く出ることから、児童の歩行に不便をきたしている状況です。</p> <p>つきましては、本道路の早急な舗装補修を要望します。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望いただきました道路につきましては、認定外道路となっており、全面的な補修は難しいと考えておりますが、定期的に現状を確認しながら、路面の凹凸や穴などの部分的な補修を実施してまいりますので、大変申し訳ございませんが、ご理解願います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2771】</p>
	参加者(梅沢町第二)	<p>【当日再質問】</p> <p>要望の道路につきましては認定外ということで、大変がっかりしているのですが、道路が途中まで小学校の通学路になっています。定期的に現状を確認しながらと書いておりますが、確認されたのでしょうか。</p> <p>ここは子供たちの通学路になっていますので、できるだけ早く舗装していただきたい。子供たちを毎日誘導している交通誘導の方からも言われているので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>定期的な確認は行っておりまして、基本的にはお答えしている通りであります。通行に際し非常に危険な場合には、しっかりと補修対応などはしてまいりたいと考えております。</p> <p>本日頂きましたご要望も踏まえまして、対応について検討してまいりたいと考えております。</p>	
6	星野町	<p>【星野町の河川公園の管理について】</p> <p>令和6年10月に寺尾公民館を通して、星野町の河川公園の管理について要望書を提出しましたが、未だ回答がありません。</p> <p>現在、どのようになっているのか、説明をお願いします。</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>【交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>昨年度ご要望いただきました件について、回答が遅れてしまい申し訳ありませんでした。</p> <p>星野河川公園への防犯カメラ設置要望につきまして、同様の事件が今後多発するようであれば設置の検討を行ってまいります。</p> <p>また、防犯カメラを自治会が設置する場合の補助金制度がございますので、交通防犯課の窓口にてご相談いただくこともできます。</p> <p>公園出入口の閉鎖につきましては、毎日開閉を行うことが難しいため、公園の出入口に誤侵入を防止するための案内看板を設置いたします。</p> <p>なお、防犯の観点から、引き続き、警察には当公園の巡回をお願いしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>要望のありました公園に防犯カメラを2基設置いたしました。</p> <p>また、案内看板も2箇所設置いたしました。</p> <p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:交通防犯課:TEL 21-2151】</p>
	参加者(星野町)	<p>【当日再質問】</p> <p>この公園で4名の自殺者と1名の事故死があったということで、この要望書を出したのですが、この回答だけでは、ちょっと自治会の方も納得できないので、自治会の役員会または自治会の総会の時に、市役所の担当者が自治会の方に直接説明してもらいたい。よろしく願います。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>要望書をいただいてから回答が遅れてしまったことについては、申し訳なく思っております。</p> <p>我々もしっかりと公園の維持管理をやっていきたいと思っておりますので、この公園に非常に悪い印象を持たれては、市としても本意ではないので、地元の方のお話をしっかりと聞いたうえで、今後の対応を考えてまいりたいと思います。</p> <p>お時間差し支えなければ、この後、個別にお話をさせていただければと思いますので、何卒よろしくお願い致します。</p>	

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
	星野町	<p>【フリースクールについて】</p> <p>2024年4月、寺尾地区にフリースクールが開設されました。そこに通っている子どもたちは、いろいろな事情がありフリースクールに通うことになったと思います。</p> <p>今後、栃木市としては、義務教育の中で自治体からの支援がない状況により運営しているフリースクールを、どのような位置づけにしていく考えなのか伺います。</p> <p>また、フリースクールに通うことで卒業単位が取得できるという事を聞いておりますが、その場合、学力差などが極端に広がる懸念はないのでしょうか、併せて伺います。</p>	<p>【学校教育課: TEL 21-2293】</p> <p>令和5年3月文部科学省のCOCOLOプランで示された「一人一人のニーズに応じた多様な学びの場」の一つとして、フリースクールという形で子どもたちを温かく受け止めていただいております。栃木市としても子どもたちの大切な居場所であると考えております。</p> <p>小学校と中学校では、卒業に必要な単位というものは設けられておりません。フリースクールへ通った場合は、文部科学省から出されている出席扱いの要件と照らし合わせ、校長の判断で出席扱いにすることができ、卒業については、児童生徒の学習の態度等を評価し、校長が認定します。</p> <p>学習については、学校内外問わず多様な学びの確保が求められることから、学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援を行ったり、学校で行われている教育活動について本人、保護者と共通理解を図りながら、学びを止めない工夫に努めております。</p> <p>今後も、保護者、フリースクール、学校が連携を図り、子どもたち一人一人に応じた多様な支援の可能性を広げていくとともに、安心して学べる環境づくりに努めてまいります。</p>	
7	参加者 (星野町)	<p>【当日再質問】</p> <p>フリースクールについて。私は初めて知ったのですが、私が住んでいる寺尾にフリースクールができて、そこで子供たちを預かっているということです。行政からお金を貰わずに、現在はやっているということで、ここに行けば学校に出席したものと同じように考えて、卒業をさせるという話を聞いたのですが、栃木市が何にも関わらないでやっていいのか。それとも、栃木市としてはやめてもらいたいという考えなのか。説明してもらいたい。</p> <p>先ほど少子化のお話がありましたが、市にとっても貴重な子どもたちが通っていると思うので、将来を担ってくれる若者たちですので、この人たちがフリースクールだけに通っていると、多分学力の差が極端に出てしまうと思う。そういう面も考慮して、教育長さん、市長さんは、学校とは別にフリースクールに通っている子どもたちに対して、補助金を出しているのか。また別な形で助成をしているのか、詳しくお聞きしたいです。よろしくお願ひします。</p>	<p>【教育長】</p> <p>まず、フリースクールに通う子供たちというのは、不登校、もしくは不登校傾向にあるお子さん方です。全国的にも不登校状態にあるお子さんの数が非常に増えていて、35万人とも言われており、本県及び本市も同じような状況になっております。</p> <p>文科省においても、様々な要因が絡み合って不登校の状況にある子供たちについては、無理やり学校に通わせるのではなく、その子の状況に応じて様々な場所で、その子に合った教育の機会を提供しようというのが大きなコンセプトになっています。その一つがフリースクールかなと思っております。</p> <p>学力差が懸念されるということですが、やはり学校に毎日通っているお子さんと通っていないお子さんが、今の時点で学力調査をしたら、差があるのは当然のことかと思いますが、長期的な視点で見れば、時間をかけて、心に力が備わった時に学ぶ機会を得て、学力が人生の中において総合的に付いていくのではないかと。一定期間の、ある時期での学力差というのに注目するのはいかがなものか。これは、国の文科省の考え方でもあります。</p> <p>また、フリースクールそのものへの補助や助成は、いろんな規制があり難しい状況です。フリースクールに通っているお子さん方と保護者への援助についての要望も届いておりますので、教育委員会としても、何らかの形で補助できないか、研究をしていきたいと思っております。</p> <p>フリースクールを立ち上げて、お子さん方のために頑張っている関係機関の皆様、大変ありがたいと思っております。本市は4年前から、こういった関係の団体の方々と連携を密にしながら、年に何回も話し合いの場を持っておりますので、今後とも、関係団体の皆様とのお話し合いを充実させながら、誰一人取り残さない教育の推進のために鋭意努力してまいりたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課: 学校教育課: TEL 21-2293】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	寺尾まちづくり協議会	<p><b>【空き家・空き地問題について】</b></p> <p>寺尾地区には何件もの空き家があります。今後、少子高齢化・核家族化が進む中で避けることができないことと認識しております。実際、空き家の周辺に暮らしている住民からは防犯上、不安の声が出ています。空き家になると、住宅、宅地の手入れが滞ることから、家の周辺に雑木や雑草が生い茂り、敷地内の様子が見えなくなります。こうなると、不審者が入り込んで周囲の治安を乱したり、ゴミの不法投棄をされたりと、様々な良からぬ事態を誘発しやすくなります。空き家・空き地の問題は個人の問題ですが、同時に地域の問題でもあります。</p> <p>空き家・空き地は個人の所有であり、勝手に他人が入ることはできません。また、所有者も近くにいないとは限らず、現在誰が所有者なのかも分からず、連絡を取ることもできないところも多数あります。</p> <p>是非、行政より空き家・空き地の所有者に対して、助言や指導をお願いいたします。</p>	<p><b>【建築住宅課:TEL 21-2452】</b> <b>【環境課:TEL 21-2420】</b></p> <p>近隣にお住まいの方などから適正に管理されていない空き家に関する情報提供があった場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき所有者等の特定を行い、文書等により適正管理を促す助言、指導等を行っております。</p> <p>また、空き家所有者等に対しては、空き家の利活用を図る空き家バンク制度、老朽化等により再利用が難しい空き家に対する解体補助制度、空き家の相談・管理等に対応する空家等管理活用支援法人制度等の各種支援制度の周知を併せて行うなど、引き続き空家等対策を推進する取組に努めてまいります。</p> <p>危険な空き家の発生を抑制するためにも、空き家に関する情報提供にご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、管理不十分な空き地につきましても、市民の方等からご相談をいただいた場合、市職員による現地確認を行い、周辺に影響が生じると考えられるときには、所有者を確認し、現況写真を添付した文書を所有者に通知し、空き地の適正な管理や草木の除去等の対応をお願いしております。</p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b> <b>【担当課:建築住宅課:TEL 21-2452】</b> <b>【担当課:環境課:TEL 21-2420】</b></p>
9	寺尾まちづくり協議会	<p><b>【道路上に張り出した樹木の伐採等について】</b></p> <p>沿道に樹木が張り出すことにより、車両の通行に支障をきたしたり、カーブミラーを見ずらくする等、事故を引き起こす可能性の一因となっております。</p> <p>しかし、樹木の伐採や剪定、枝払いを所有者に依頼しても改善されないのが現状です。</p> <p>道路の安全を確保するためにも所有者に対して、樹木の伐採や剪定等を行うよう行政から注意喚起をお願いいたします。</p>	<p>所有者等の管理が行き届かない樹木等の張り出しについて、市民の方等から相談があった場合には、市職員による現地確認を行い、周辺に影響が生じると考えられるときには、所有者等を調査し、文書等により適正管理を促す助言、指導等を行っております。</p> <p>管理不全の土地を発見した際には、市にお知らせいただきますようお願いいたします。</p> <p><b>【空き地の管理について:環境課 TEL 21-2420】</b> <b>【農地の管理について:農業委員会事務局 TEL 21-2394】</b> <b>【空き家の管理について:建築住宅課 TEL 21-2452】</b></p>	<p><b>【左記回答要旨のとおり】</b> <b>【担当課:環境課:TEL 21-2420】</b> <b>【担当課:農業委員会事務局:TEL 21-2394】</b> <b>【担当課:建築住宅課:TEL 21-2452】</b></p>
10	鍋山第一(寺尾地区ゲートボール協会)	<p><b>【寺尾中学校廃校後の利活用について】</b></p> <p>寺尾中学校廃校後の利活用について、栃木市としては、既に幾つかの案を俎上に載せていると思います。</p> <p>過去に寺尾南小学校の件で苦い経験をしている私たちとしては、今後、スケジュール化された日程に沿って、地元との懇談会や協議会など経た上で進めていただくことを要望します。</p>	<p><b>【行財政改革推進課:TEL 21-2344】</b></p> <p>廃校後の利活用につきましては、スケジュールに沿い、市場調査を実施したところであり、10月の公募に向け準備を進めております。</p> <p>市場調査の結果や寺尾地区自治会連合会からいただいた要望書等に基づき、公募の内容を検討し、地元の皆様にもお知らせしてまいります。</p>	<p><b>【担当課:行財政改革推進課:TEL 21-2344】</b></p> <p>寺尾中学校廃校後の利活用につきましては、これまでの検討や寺尾地区自治会連合会からの要望を踏まえ、地元の皆様に利活用いただく方法を模索しており、改めて協議してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (大久保町)	<p>【太陽光発電の許認可、営農型太陽光発電の考え方について】</p> <p>人口減少、また高齢化が進んでいくなかで、空いている土地や農地が増える懸念があります。空き家、耕作放棄地の問題は他の地区でもありますが、それに加えて太陽光発電の問題も浮上しています。建てるだけ建てて管理されていない。これは多方面から意見をいただいています。栃木市は認可が緩いのではないかと、そういった意見を聞いたりしています。</p> <p>法令に関する窓口が多かったり、カーボンニュートラルという社会課題もあったりと、行政から見ても非常に難しい問題はあると思います。一度見つめ直し、他人事ではなく自分ごとで考えていただき、見つめなおしていただければと思います。</p> <p>農地利用の営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングについても同様で、ご存知だとは思いますが、ソーラーシェアリングというのは太陽光がメインではなく作物がメインなので、こちらを加味して広く考えていただき、より良い形になってくれればと思います。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>太陽光発電の法規制というものは、国においては現状ありませんが、栃木市においては、再生可能エネルギーの条例というものを定めておきまして、例えばレッドゾーンと言われる斜面が急で崩落しそうな場所とか、川沿いの河川区域などの地域においては、条例に基づいて申請書を出していただいて、適正に実施されるかどうかをしっかりと検証、チェックしているというところでございます。</p> <p>非常に難しい問題ではありますが、様々なところで同様な意見はありますので、基本的には設置者がその後の管理を適正にやっていただくということになります。しっかりと申請の段階で指導をしていきたいと考えております。今後、こういった方向性がいいのかということは、適時適切に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【産業振興部長】</p> <p>営農型ソーラーシェアリング、農地の上に太陽光を設置するというイメージですが、近年非常にそういったご相談が増えております。本市におきましては、県内各市の様々な農業委員会または農業政策を行っているところと意見交換を行いまして、ソーラーシェアリング型の手続きをどうするかの方針を検討しております。</p> <p>昨年策定した地域計画の中で、農地の集約化を図って行く際に、ソーラーパネルが設置されますと20年30年という発電期間がある中で、集約もなかなかままならない、うまく地域の農地が集約されていないということも課題となっております。そういった懸念のあるエリアと、ソーラーシェアリングを受容していくエリアという、二つの位置づけを持ちながら、それぞれ適正に指導していけるよう運用を検討し、公表していく予定でございますので、本日いただきました意見も参考にしながら、きちんと進めていきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：都市計画課：TEL 21-2444】</p> <p>【担当課：農業振興課：TEL 21-2381】</p> <p>営農型太陽光発電設備は農地法の一時転用許可を受け設置できるものでありますが、無秩序に設置されれば、農地の集団化や効率化を妨げ、将来にわたり地域の効率的な営農に支障が出る可能性があることから、市としても対応に苦慮しているところです。また、発電パネル下部での営農が適切に行われていない事例など、制度の趣旨が守られていないケースも散見されます。</p> <p>現在、営農型太陽光発電設置事業者に対しましては、農地一時転用許可申請前に、法や国のガイドラインに基づき地域の話し合いの場を開催して地元の意向をきちんと確認するよう要請しており、話し合いの場開催の手順について市HPで案内しております。</p> <p>今後、地域の効率的な営農環境が守られ、地域に調和した営農型太陽光発電の在り方を国県等に要望してまいります。</p>
12	参加者 (仲方)	<p>【広報等での QR コードの扱い、広報配送の遅れについて】</p> <p>春先に北中の制服のデザインが決まりましたという紙が回ってきたのですが、内容については QR コードのみで、紙ベースで完結できてない。QR コードを読み込みできない人はデザインが全くわからない。できれば紙ベースで完結して欲しいです。</p> <p>また、今年の4月に広報の配送業者が変わったということで、いつもは仲方の自治会には10時半前後に広報が届いていたのですが、5時間遅れで、午後3時半頃に届きました。個人的な話ですが、大体お昼までには仕分けして、班長さんの所に届けていたのですが、その日は夕方5時か6時頃になってしまったので、班長さんが仕分けて皆さんの所に行くのが翌日以降になったかと思えます。広報課には何度か電話をしたのですが、未だにこうするという方向性も示されていない。</p> <p>それから5月以降はちゃんと早く来るようになりました。今日も実は配布していただいて、量は多かったのですが何とかお昼ごろには班長までお届けすることができました。</p>	<p>【教育次長】</p> <p>栃木北中学校の制服デザインについてのご案内に、QRコードがついていて、それを読み込む形になっていたとのことで、印刷物ですと色あいなども影響しますので、QRコードで確認してください。ということだと思いますが、スマホを取り扱えない方もいるかもしれませんので、そこは対応させていただきたいと思っております。</p> <p>【総合政策部長】</p> <p>広報誌の配送について、大変お待たせしてしまい、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>4月の入札により事業者が変わり、当然できるはずだということで、広報紙の配送をお願いしたのですが、4月の第1回目の時に、とても回り切れなくて、夜中ぐらいまでかかってしまうというような事態がありました。</p> <p>これについては、きつく指導しまして、そういうことのないようにということで、2回目以降はなるべく早く配れる体制を取っていると聞いております。しかしながら、夜遅くのお届けになってしまった点については、反省しているところでありますので、業者が変わった際など、今後このようなことがないように、注意してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：教育総務課：TEL 21-2467】 【担当課：広報課：TEL 21-2318】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
13	参加者 (仲方)	<p>【市が出す通知等について、根拠法令等を明記して欲しい】</p> <p>市役所からの公文書について、これからこういう事業をやりますという文書がよく来ますが、根拠法令を冒頭で明記して欲しいなとも思っていました。</p> <p>例えば、今、国勢調査をやっていますが、国勢調査は統計法 57 条に基づいてやりますので、専任の方よろしくお願ひします、なんていうような形でいただけるとありがたい。ちなみに宇都宮市なんかは、冒頭で何とか法などに基づきこれをやります、となっているのを、前に見たことがありますので、そんな形でよろしくお願ひします。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>市からの公文書について、法律、法令等の何条に規定するもので、という記載をすべきではないかというご意見ですが、確かにそう思います。</p> <p>当然、市の事業は、色々な法律等に基づいて行っております。先ほどご指摘いただきました国勢調査については、国の法律に基づいて義務付けられている、5年に一度の重要な調査でありますので、ご協力のお願ひに際しては、しっかりと明記するように努めたいと思います。</p> <p>【副市長】</p> <p>市の事業には当然根拠法令があるわけですが、どこまでそれを書き込むのかということは、少し研究をさせていただきたいと思います。必要な法令については書き込んでいきたいと思いますが、住民の皆様にとって、どの辺りまで根拠法令の記載が必要かということを含めながら、ご意見も踏まえまして、研究してまいりたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：総合政策課：TEL 21-2306】</p>
14	参加者 (川原田 団地)	<p>【市役所窓口等での職員の対応、異動時の引継ぎについて】</p> <p>こー一、二年、市役所の窓口などでの対応に疑問を抱くようになりました。委託者に丸投げしているからというのもあると思いますが、最終的には担当の課が責任を取る事になるはずですが。自治会の皆さん、自治会長さんは、できるだけのことを自分たちで、その自治会のことをやって、それでもどうしようもないから市役所に相談しに窓口に行くと思ひますので、それは自治会でやってください。それは法律でこうなっています、と言われると、もう何も言えなくなってしまう。</p> <p>以前はちゃんと話を聞いて、現場に来てくれたりもしていましたが、異動する度、人が変わる度に、やり方も変わるのでしょうか。</p> <p>また、前のデータはちゃんと引き継ぎで残っているのでしょうか。役所はどういうやり方をしているのか。お願ひも兼ねて、お伺ひしたいなと思ひました。</p>	<p>【経営管理部長】</p> <p>日頃から私も市役所では、窓口対応にあたりましては、市民の皆様へ寄り添った対応ができるようにということで、職員の年齢や職階に合わせた研修等を通じまして、接遇の向上に努めているところでございます。具体的なことを想定するのは難しいところでございますが、全体として、市民の皆様一人一人の声に耳を傾けて、対応できるようにしていく努力はしてきたつもりでございますが、行き届かなくて大変申し訳ない思ひでございます。今後も引き続き、職員の接遇、市民の皆様への対応を丁寧に行えるよう、職員一人一人の資質の向上に努めてまいりたいと思ひます。</p> <p>規則でこうなっています、法律でこうなっています、というようなことの中にはあるかと思ひます。こうなっているのに出来ませんという結果になるとしても、市民の皆様の声はしっかりと聞いて、対応してまいりたいと思ひます。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>地元で色々対応をしていただいたうえで、市役所の方に相談に来ていただいておりますので、自治会関係のご相談につきましては、きちんと対応してまいりたいと思ひます。引継ぎの関係もきちんと書類に残す形となっておりますので、細かい点につきましても、きちんと対応させていただきます。</p> <p>市役所の方に来て頂いた方への対応というのは、職員がきちんとやってまいりたいと思っております。自治会のご相談につきましては各公民館、そして地域づくり推進課でも行っていますが、市役所に来ていただいて本当にありがとうございます。言葉使いなども含めて、寄り添った対応をさせていただきたいと思ひます。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：総務人事課：TEL 21-2351】 【担当課：地域政策課：TEL 24-0352】</p>